

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月及び同年3月
国民年金保険料は、妻と一緒に納めていた。申立期間の保険料について、妻が納付済みとなっているのに、私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、事実、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻の手帳記号番号は、昭和58年3月に連番で払い出されており、オンライン記録により保険料の納付日が確認できる範囲において、申立人及びその妻の納付日はすべて同一であることなどから、申立期間について、その妻が納付済みであるにもかかわらず、申立人が未納とされているのは不自然である。

また、申立人及びその妻は、申立人の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、その大半について前納制度を利用しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は1回かつ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち平成13年4月1日から同年10月1日までの期間及び15年4月1日から16年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年4月から同年9月までは24万円、15年4月から16年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円とすることが必要である。

また、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主より賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月1日及び同年12月17日については46万1,000円、16年8月3日については36万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年1月1日から16年10月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月17日
④ 平成16年8月3日

ねんきん定期便を見たところ、申立期間①の標準報酬月額が間違っていることが分かった。また、申立期間②、③及び④について賞与が支給され、保険料が控除されていたが、その記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

除料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人及び事業主の所持する給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、申立期間①のうち平成13年4月から同年9月までは24万円、15年4月から16年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の標準報酬月額に係る届出について、誤った報酬月額で届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③及び④について、申立人及び事業主の所持する給与明細書等において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月1日及び同年12月17日については46万1,000円、16年8月3日については36万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成11年1月1日から13年4月1日までの期間、同年10月1日から15年4月1日までの期間、及び16年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人及び事業主の所持する給与明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えない又は同額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年9月から9年12月までの標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成10年10月1日から12年7月1日までの期間、及び13年7月1日から15年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから10年10月から11年9月までは59万円、同年10月から12年6月までは56万円、13年7月から15年8月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月1日から10年1月31日まで

② 平成10年10月1日から15年9月1日まで

年金事務所から標準報酬月額が引き下げられている可能性があるとの通知が届いた。

申立期間①及び②に係る給与支給明細書の給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であり、厚生年金保険料額も高い額が控除されているので、正しい標準報酬月額記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年1月31日以降の同年2月6日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成10年10月1日から12年7月1日までの期間、及び13年7月1日から15年9月1日までの期間の標準報酬月額について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、10年10月から11年9月までは59万円、同年10月から12年6月までは56万円と記録されていたところ、同年9月6日付けでさかのぼっていずれ

も 20 万円に減額訂正されており、13 年 7 月から 15 年 8 月までは 30 万円と記録されていたところ、同年 7 月 10 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立期間①及び②当時、申立人は A 社において取締役だったことが確認できるところ、元同僚及び当時当該事業所が社会保険事務を委託していた社会保険労務管理事務所では、「申立人の仕事は主に現場での監督業務であり、社会保険事務には一切携わっていなかった。」としている上、当該事業所において経理業務を担当していたとする申立人の兄は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）の職員から社会保険料の遡^{そきゅう}及引き下げについて説明を受け、同意した上で役員であった私と弟（申立人）の標準報酬月額^{そきゅう}を遡及して引き下げたが、弟には説明はしていない。」と証言しており、当該事業所に係る滞納処分票においても、社会保険事務所の職員と事業主及び申立人の兄が滞納保険料について相談していることが確認できることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

また、申立人の所持する申立期間当時の給与明細書から、当該事業主は、当初届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 8 年 9 月から 9 年 12 月まで、10 年 10 月から 11 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 12 年 6 月までは 56 万円、及び 13 年 7 月から 15 年 8 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち、平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額^{そきゅう}は、遡及訂正による引下げの形跡は見られない上、申立人の所持する給与明細書で確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、当該記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年8月及び同年9月は38万円、同年10月から4年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月ごろから同年8月ごろまで
② 平成3年8月1日から4年10月1日まで

A社には、昭和47年4月5日から48年1月17日まで勤め、その後、申立期間①についても勤めた記憶がある。また、B社に勤めた期間のうち、申立期間②については、給与は下がることなく、毎年5,000円ぐらいずつ上がっていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する平成4年度及び5年度の町民税・県民税納税通知書及びB社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成3年8月及び同年9月は38万

円、同年10月から4年9月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「納付したはずである。」と回答しているが、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権限が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人はA社における2度目の勤務期間について明確な記憶が無く、元同僚に照会しても申立人を知っている者はいなかった。

また、事業主が保管する昭和49年の給与計算書に、申立人と同姓同名の氏名が確認できるが、当該給与計算書では厚生年金保険料の控除はされていないことが確認できる。

さらに、当該事業所は、当時の事務担当者は既に他界しており、当時の状況を確認することはできないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和24年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和26年6月1日であると認められることから、申立期間②に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和25年8月1日から26年6月1日まで

昭和22年5月16日にA社に入社し、58年2月20日に退職したが、その間1か月も空くことなく厚生年金保険に加入していたはずである。同社が発行した在籍証明書と人事記録を提出するので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言、雇用保険の加入記録、A社から発行された在籍証明書及び同社の保管する人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和24年7月1日に同社本社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和24年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、同僚の証言、雇用保険の加入記録、A社から発行された在籍証明書及び同社の保管する人事記録により、申立人が当該期間において、同社B支店に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人は同社B支店において昭和25年8月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

しかしながら、同社B支店は昭和23年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、26年6月1日に同社本社において一括して適用されることとなったため適用事業所でなくなっているが、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された35人の記録を確認したところ、そのうち25人の資格喪失日は当該事業所が適用事業所ではなくなった日（26年6月1日。以下「全喪日」という。）と同日となっている上、同日に同社本社で被保険者資格を再取得していることが確認できる。また、申立人を含む5人については資格喪失日欄が空白であるが、5人とも前述の25人と同様に全喪日と同日に同社本社で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、前述の35人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、そのうち21人の資格喪失日は25年8月1日となっている上、そのうち15人については資格喪失原因欄に「C移管」と手書きされるか、「C移管」の印が押されている。これは、当該事業所を管轄する社会保険事務所が、同年8月1日に分割されD社会保険事務所からC社会保険事務所に変更になったことを意味するものであり、申立人を含めて当該事業所に在籍していた被保険者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載された当該事業所に係る資格喪失日は、管轄移管日が誤って記載されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日を昭和25年8月1日とする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当該事業所の全喪日である26年6月1日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成6年10月から7年9月までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月1日まで
ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、給与から控除されている厚生年金保険料額と相違した記録になっている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(41万円)であることが確認できる。

また、当該基金によると、「当時、届出用紙は複写式であり、社会保険事務所(当時)提出分は基金から送付していた。」としており、当該事業所でも、「届出用紙は複写式になっていたため、社会保険事務所と厚生年金基金には同一の内容のものを提出していた。」としている。

さらに、当該事業所から当該基金に提出された厚生年金基金加入員標準給与決定通知書から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が41万円に決定されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年9月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月26日から54年2月1日まで

B社及びA社に勤務したが、A社はB社が組織及び名称を変更したもので、ずっと継続して勤務し厚生年金保険に加入しており、途中、退職もしていない。申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことは納得できないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の所持する給料支払明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、会社設立は昭和53年9月13

日であり、申立期間において法人事業所であることが確認できる上、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった 54 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している者が申立人を含め 11 人確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人のA社B所（現在は、A社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和19年4月4日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月4日から同年10月1日まで
学校を出てすぐにA社C所に、その後、同社B所に勤務した。年金手帳に「初めて被保険者になった日 昭和19年4月4日」と記載されているのに申立期間の記録が無いのは納得できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が申立期間についてA社B所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和19年10月1日と記録されており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の備考欄に「㊟」と押印され、資格取得年月日欄には「19. 6. 1」との記載が確認できる。上記「㊟」の表示は、厚生年金保険料の徴収が開始された同年10月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨を意味していることから、オンライン記録は当該記載を基に記録されたものと考えられる。

しかしながら、上述の被保険者台帳索引票及び名簿の記録から、申立人は昭和19年4月4日に当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する再交付された年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄の日付も同日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月4日にA社B所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

栃木国民年金 事案 799

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

高校を卒業後、個人経営の事業所に勤めていたため、亡父が年金は自分で加入しておかないと将来困ることになると言っていたことを覚えている。加入の手続や納付は父親がしてくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする父親は、既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与していないことから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 3 月に払い出されていることから、申立期間の保険料を納付するためには、特例納付及び過年度納付によることになるが、申立人から聴取しても、「過去の分をまとめて納付したことはなかった。」としている上、現在所持しているオレンジ色調の年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月まで

申立期間当時は学生であったが、学生寮で国民年金に加入するかどうか
が話題となり、両親に相談した記憶もあるので、保険料を納付していたと
思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入について、学生寮で話題となり、両親に相談した記憶があるとしているものの、加入手続及び保険料の納付については覚えていないとしているなど、当時の記憶は曖昧であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 5 月に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、申立期間当時居住していたとする市においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらないなど、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から6年3月まで
20歳前に両親を亡くし、私を引き取って面倒を見てくれた叔父が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、叔父が行ってくれたとしており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していない上、その叔父は、高齢等のため聴取ができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、当時、居住していたとする市においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿の存在は確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

A事業所には昭和 38 年 2 月 1 日に入社し、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった 40 年 7 月 1 日には既に勤務していたので、資格取得日が 43 年 4 月 1 日になっているのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時からA事業所に勤務していた複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、勤務形態については明らかではないものの、当該事業所の業務に就いていたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間はB大学の大学院に通っていたとしており、元同僚は、「申立人は、当時、B大学のC学部大学院に在籍し、D試験の勉強中であった。」、「申立人は、申立期間当時、出退時間がまちまちで、通常の従業員と同じようには勤務していなかった。」と証言している。

また、当該事業所は解散しており、当時の事業主も既に他界していることから、当時に状況を確認することはできない。

さらに、申立人に係る当該事業所における雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 3 日から 41 年 1 月 1 日まで
A事業所には、昭和 40 年 12 月末まで勤務したはずであるが、厚生年金保険の記録では同年 12 月 3 日に資格を喪失したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA事業所における勤務状況について詳細に記憶しており、申立期間の一部について、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険に関する届出及び保険料控除については不明である旨の回答をしている。

また、申立人が記憶している元同僚とは連絡がとれず、申立人の厚生年金保険料控除に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。
このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年12月26日まで
② 平成10年1月1日から同年11月26日まで

申立期間①及び②について、さかのぼって厚生年金保険の標準報酬月額の記録が引き下げられている。私は同社の代表取締役であったが、このような処理に同意した覚えは無く、納得がいかないので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年11月までは53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年12月26日以降の6年3月29日付けで、申立人を含む役員4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、4年10月及び5年10月の定時決定の記録が取り消された上で20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間②についても、再度厚生年金保険の適用事業所になった当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年10月までは59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月26日以降の同年12月1日付けで、申立人を含む役員4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、同年10月の定時決定の記録が取り消された上で20万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所で経理を担当していたとする取締役及び事務員は、当該事業所が申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたと証言している。

さらに、申立人は、「厚生年金保険料の滞納があることは知っていたが、経理事務は担当取締役及び事務員に任せていたため、その金額までは承知しておらず、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理については全く知らなかった。」としているものの、当該経理担当取締役及び事務員は、「当時、滞納保険料の納付方法を相談するため、社会保険事務所（当時）に何度も足を運んでいたが、納付計画を作成するにあたっては、資金繰りについて社長であった申立人に相談していたし、社会保険事務所から指示があれば必ず報告していた。」と証言しており、申立人も、「社会保険からの脱退について、最後の決定は私がしていた。」としていることなどから、当該事業所の経営上の決定権は申立人にあり、社会保険事務に係る権限も有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に係る A 社 B 所（現在は、C 社）の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、定年退職するまで当該事業所に勤務していたので、記録が空くはずは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社が発行した在籍証明書により、申立人が申立期間について、A 社 B 所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する昭和 18 年 7 月現在の社員名簿において、申立人と同様に変電所に勤務していたことが確認できる元同僚 13 人についても、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、昭和 17 年 6 月 1 日に D 社 E 支店において被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に資格を喪失し、19 年 6 月 1 日に A 社 F 支店において被保険者資格を取得していることが確認でき、この記録は、オンライン記録と一致しており、当該台帳の記載内容に不自然さはない。

なお、厚生年金保険法は昭和 19 年 10 月 1 日に施行されており、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは準備期間であったことから、当該期間は被保険者期間とはならない。

さらに、A 社の事業を継承した C 社は、申立期間当時の労働者年金保険及び厚生年金保険の取扱いについて、当時の資料が全く無いことから不明としている。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月15日から35年4月1日まで
結婚準備のため昭和35年3月末でA社を退職したが、当時、脱退手当金のことは全く知らず、受け取った覚えも無いので、調査して厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和35年4月1日)から約5か月後の同年9月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、昭和37年8月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1216（事案 47 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 35 年 5 月 30 日まで

申立期間は、A社B所に勤務し、配属先はB所C組合だった。同時にA社の看板を背負いB種目の全日本の代表選手として活躍していた。当時、会社から健康保険証をもらっており、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の新聞記事により、申立人がA社所属のD選手であったことは認められるものの、配属先であるB所C組合は昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料等が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、申立人は新たな新聞記事を提出しており、これを見ると、申立人が当時、A社所属のD選手であったことがうかがえるものの、これは前回申立て時に提出された資料と同内容であり、新たな事情とは言えない。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）が平成7年6月7日付けで発出した厚生年金保険の被保険者期間照会に対する回答書を提出しており、オンライン記録によると、申立人は昭和35年6月1日から53年7月1日までの期間について、「E社」において厚生年金保険に加入していたことが確認できるところ、当該回答書によると、同期間に係る事業所名を、「F社G所C組合」と誤って記載している。申立人は、当該記録管理の誤りは到底許し難いとし、申立期間についても同様に誤りがあった可能性があることを指摘しているが、オン

ライン記録において、申立人に係る被保険者記録は、訂正した形跡や不自然な記録も見られないことから、社会保険事務所が当該回答書を作成する際に誤って記載したものと推認でき、このことをもって申立期間の被保険者記録が無いことが誤りであると認めることはできない。

さらに、申立期間について、A社H事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立人の氏名は確認できない上、資格取得順に付番される整理番号に欠番は無く、不自然な訂正が行われた形跡も見当たらない。

加えて、A社H事業所では、「正社員として勤務したことがあれば記録が残っているが、申立人の記録は確認できない。申立人が勤務していたとするC組合は、当社とは別組織であり、現在、C組合は無いため当時の記録は確認できない。」としている。

また、申立人は、「スポーツ選手であったため、健康保険証は必須であり、合宿等に行く際は必ず所持していた。」としているが、F健康保険組合によれば、当時の資料は残存していないため、申立人の健康保険の加入状況は不明であるとしている。

年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、申立ての内容が、「社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。前述のとおり、これまでの調査結果では、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者であった可能性はうかがえず、当該期間は、申立人が配属されていたとするB所C組合が、厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間である上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで
② 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで
③ 平成 5 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、それぞれその直前の標準報酬月額より引き下げられているが、給与が減額された記憶は無いので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人と同じ役職及び同職種の同年代であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚と比べ低額であるとは認められない上、申立人の標準報酬月額の記録は遡及して訂正されるなどの不自然さは見当たらない。

また、当該事業所によると、「当時の給与については、業績に応じて支給額が変動する業績手当があり、当該手当により標準報酬月額の増減があった。」としている。

さらに、当該事業所が保管する申立期間③に係る申立人の平成5年分から7年分の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から当該期間に係る厚生年金保険料額を算出すると、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額であることが確認できる。

加えて、当該事業所によると、申立期間当時の賃金台帳等の資料は既に無く、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立期間について継続して勤務していたか否かについては、いずれも「覚えていない。」としており、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録も無いことから、これを確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和 43 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した後、健康保険証は同年 5 月 11 日に返納されていることが確認でき、申立人が 47 年 10 月 1 日に被保険者資格を再取得した際には、新たな健康保険証の番号が払い出されており、当該被保険者原票の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、複数の同僚が、「入社時に、社会保険に加入するかどうか会社から聞かれた。」、「若いうちは、社会保険に加入せず、結婚してから加入した。」、「申立期間当時は、社会保険に加入しない者も多く、全社員が社会保険に加入したわけではない。」等と証言しており、申立人が同僚として氏名を挙げた 4 人のうち 3 人については、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

加えて、事業主は、「資料が無く、当時のことはすべて不明。」と回答していることから、申立人の当該事業所における当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。